

公認イベント制度規定

1 公認イベント制度の目的

- 一般社団法人スピードキュービングジャパン(以下「SCJ」)が公認するイベント(以下「公認イベント」)を開催することにより、スピードキュービングの健全な普及と発展に資することを目的とする。

2 公認イベントの条件

- 公認イベントは SCJ 会員により主催される。
- 主催者は、公認イベントごとに SCJ にイベント内容に関する承認を得なければならない。SCJ はイベントの営利・非営利目的の側面や SCJ の理念や方針との関係を含む視点で公認イベントの可否を判断する。
- 主催者は、自身が開催しようとする公認イベントのみならず、自分が関与しないイベントやスピードキュービング文化全体に配慮した公認イベントを実施しなければならない。
- 以下、公認イベントの例を挙げる。
 - 地域サークルや大学サークルの活動の一環として開催される計測会
 - 1 on 1 トーナメント大会
 - キューブアートイベント
 - 6 面/1 面完成講座
 - 文化祭などでのデモンストレーション
- SCJ が公認する段級位認定会については別途定める。

3 公認イベントであることの表示・告知

- 公認イベントであることを公に公開する場合は、特に以下の点について留意する。
 - 社会通念上一般的な表示を心がける。
 - ◇ 例:「公認:一般社団法人スピードキュービングジャパン」「一般社団法人スピードキュービングジャパン公認」
 - 極端な表現や誤解を招く表現はしてはならない。
 - ◇ 例:日本で唯一認められた公認計測会、SCJ が全面的にバックアップするイベント
 - 公認の対象はイベントであり、個人や団体ではない。
- 表現方法等で迷った場合は必ず SCJ に確認する。
- SCJ が認めた場合に限り、公認イベントを SCJ の媒体(例:ホームページ)で告知することができる。

